

自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

近年、自転車の関連事故は年々減少している一方で、自転車対歩行者の事故及び自転車対自転車の事故は、やや増加傾向が見られる。また、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償においては、加害者側に1億円近い高額な賠償が命じられるケースもある。

このため、自転車損害賠償責任保険等（以下、「自転車保険等」という）への加入促進を図る必要があることから、自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）では、被害者救済の観点から、標準条例（技術的助言）を作成し、各都道府県等に対して通知するなど、条例による自転車保険等への加入の義務付けを要請している。

この結果、令和2年4月1日現在、15都府県において保険等への加入を義務とし、11道県において努力義務とする条例が制定されており、今後も、各都道府県等と連携した情報提供の強化等により、自転車保険等への加入を促進していくこととしている。

項目	対象者
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ	自転車利用者
	保護者
	事業者
	自転車貸付事業者
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者
	事業者
	自転車貸付事業者
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県
	学校設置者

標準条例の主な記載項目

条例の種類	都道府県	政令市
義務化	15ヶ所	8ヶ所
	山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、鹿児島県	仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、福岡市
努力義務	11ヶ所	2ヶ所
	北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県	千葉市、北九州市

地方公共団体の条例の制定状況
(令和2年4月1日現在)

※赤字は平成31年4月1日以降に公布された自治体